

令和6年度の仙台家庭裁判所における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序等

令和5年12月8日 裁判官会議決議

(令和5年12月28日 応急の措置)

(令和6年1月9日 応急の措置)

(令和6年1月19日 応急の措置)

令和6年3月15日 裁判官会議一部改正

第1 裁判官の配置

1 本庁

(所長)	判	事	小森田	恵樹
	判	事	坂本	康博
	判	事	佐藤	由紀
	判	事	東尾	和幸
	判	事	齊藤	千春
	判事補(特例)		森田	千尋
	判	事	宮田	祥次(てん補)
	判	事	須田	雄一(てん補)
	判	事	大塚	博喜(てん補)
	判	事	小林	礼子(てん補)
	判	事	熊谷	浩明(てん補)
	判	事	東尾	栄子(てん補)
	判	事	根本	宜之(てん補)
	判	事	八巻	牧子(てん補)
	判	事	平山	翔悟(てん補)
	判事補(特例)		須藤	奈未(てん補)
	判事補(特例)		米	満祥人(てん補)

判事補（特例）	和	賀	千	紘（てん補）
判事補（特例）	石	橋	直	幸（てん補）
判事補	増	田	雄	太（てん補）
判事補	浅	野	雄	一朗（てん補）
判事補	東		紘	史（てん補）
判事補	東	影	将	希（てん補）

2 大河原支部

（支部長） 判 事 佐 野 倫 久

3 古川支部

（支部長） 判 事 市 野 井 哲 也

判 事 齊 藤 隆 広

4 石巻支部

（支部長） 判 事 南 雲 大 輔

判事補（特例） 増 崎 浩 司

判事補（特例） 岡 田 佳 子

判事補（特例） 中 原 諒 也

5 登米支部

（支部長） 判事補（特例） 中 原 諒 也

6 気仙沼支部

（支部長） 判事補（特例） 川 越 嵩 之

第2 裁判事務の分配

1 本庁

- (1) 前年度における未済事件は、従前と同じ裁判官が引き続き担当する。
- (2) 新受事件は、別紙第1「家事事件等分配表」、別紙第2「少年事件分配表」及び別紙第3「合議事件分配表」のと通りの区分及び割合により分配する。
- (3) 同一区分に属する事件を複数の裁判官に分配する場合には、前年度の最後

の事件に引き続く形で分配を開始し、以後、順次、受理の順序及び裁判官の配置の順序に従う。

- (4) 相互に関連する事件は、上記の定めにかかわらず、原則として先に係属した事件の担当裁判官に分配する。また、関連することが後に判明した事件については、関係裁判官の協議により分配換えをすることができる。
- (5) 関連する事件として取り扱う範囲、分配を受ける裁判官の順序、新受事件による事件数の調整の要否などについては、本庁裁判官の申合せにより定める基準に基づいて運用する。
- (6) 差戻事件及び再審事件が原裁判官に分配されることになる場合には、後記第3の1の場合に準じて、その裁判官を代理すべき裁判官に分配する。

2 支部

支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該支部において定める。

3 事件の回付等

本庁と支部との間、又は支部相互間において回付するのを相当とする事件があるときは、その事件を回付することができる。合議事件は、本庁において取り扱う。

第3 裁判官に差し支えのあるときの代理順序等

1 本庁

(1) 家事事件等

別紙第1「家事事件等分配表」記載の事件については、小森田裁判官、坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾（和）裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官が適宜代理する。

(2) 少年事件

別紙第2「少年事件分配表」記載の事件については、小森田裁判官、坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾（和）裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官がその順序により代理する。

(3) 合議事件

別紙第3「合議事件分配表」記載の事件について、所長に差し支えがあるときは、同分配表に記載されている裁判官（判事及び判事補（特例）に限る。）がその順序により、順次、代理して裁判長となる。

2 大河原支部

大河原支部において、配置された裁判官に差し支えがあるときは、坂本裁判官が代理し、坂本裁判官に差し支えがあるときは、本庁の他の裁判官が適宜代理する。

3 古川支部及び石巻支部

古川支部及び石巻支部において、配置された裁判官のうち1人に差し支えがあるときは、当該支部に配置された他の裁判官が適宜代理する。ただし、検察官に送致された事件に関し、休日又は勤務時間外に当該支部に被疑者国選弁護人選任等の処分に関する事務処理の必要性が生じ、緊急に処理すべきものであるときは、別紙第2「少年事件分配表」の付記2(2)と同様に処理し、休日における国選付添人選任に関する事務処理は、坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾（和）裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官が当番制により、当番裁判官がてん補して処理する。

4 登米支部及び気仙沼支部

登米支部及び気仙沼支部において、配置された裁判官に差し支えがあるときは、登米支部については古川支部の裁判官が、気仙沼支部については石巻支部の裁判官が代理する。

5 以上の定めによって代理する裁判官が定まらないときは、その代理期間が7日を超えない限り、所長の指名する裁判官が代理する。

第4 開廷の日割

別紙第4「開廷日割表」のとおりとする。

第5 司法行政事務の代理

- 1 所長に差し支えがあるときは、坂本裁判官及び佐藤裁判官が順次代理する。
- 2 支部長に差し支えがあるときは、当該支部の裁判事務について支部長たる

裁判官を代理すべきものと定められた裁判官が代理する。

(附則)

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

(附則) (令和5年12月28日 応急の措置)

この定めは、令和6年1月12日から施行する。

(附則) (令和6年1月9日 応急の措置)

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

(附則) (令和6年1月19日 応急の措置)

この定めは、令和6年1月22日から施行する。

(附則)

令和6年3月15日に改正されたこの定めは、同年4月1日から施行する。

(別紙第1)

家事事件等分配表

事件の区分		小森田	坂本	佐藤	東(和)尾	齊藤	森田	
人事訴訟・民事訴訟等事件				1/2		1/2		
民事保全事件				1/2		1/2		
保全異議・保全取消事件				1/2		1/2		
家事審判	別表第一	遺言書の検認事件			1/3		1/3	1/3
		子の氏の変更事件	1/2					1/2
		相続放棄申述事件 (第1順位)	1/2					1/2
		特別代理人選任事件	1/2					1/2
		後見等関係事件(開始、付随)		2/10	2/10	2/10	2/10	2/10
		後見等関係事件(監督)		2/10	2/10	2/10	2/10	2/10
		児童福祉法関係事件 親権喪失、親権停止、管理 権喪失に関する事件		1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
		相続放棄申述事件(第1 順位)を除く相続放棄及 び限定承認に関する事件		3/10		2/10		5/10
		財産管理事件 (不在者財産管理人選任事件及 び民法952条の相続財産清算人 選任事件関係)	1/5	1/5	1/5	1/5		1/5
		相続財産管理人選任事件 (民法897条の2第1項。ただ し、後見等関係事件の終了に係 る本人財産の引継ぎを目的とす るものに限る。)		2/10	2/10	2/10	2/10	2/10
その他の別表第一事件			1/4	2/4		1/4		

事 件 の 区 分		小 森 田	坂 本	佐 藤	東 (和) 尾	齊 藤	森 田	
家事 審判	別 表 第 二	遺産分割・寄与分の事件		1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
		子の引渡しの事件		1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
		子の監護に関する処分などその他の事件		1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
家事 調 停	別 表 第 二	遺産分割・寄与分に関する事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12
		子の監護者の指定・子の引渡しに関する事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12
		面会交流事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12
		扶養・財産分与に関する事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12
		養育費・婚姻費用分担・その他の事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12
	別 表 第 二 以 外	家事事件手続法277条の事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12
	一般調停等その他の事件	1/12	2/12	1/12	3/12	2/12	3/12	
審判前の保全処分事件		(各本案事件担当裁判官)						
履行勧告に関する事件		1/2					1/2	
履行命令に関する事件				1/2		1/2		
上記以外の雑事件及び共助事件などその他の事件			1/2		1/2			

(付記)

- 1 特別養子縁組に関する審判事件については、家事事件手続法第164条の2第1項による申立てを含め、「その他の別表第一事件」として、特別養子適格の確認の審判(第1段階の審判)事件と特別養子縁組の成立の審判(第2段階の審判)事件とを合わせて1件と計上の上、同一裁判官に分配する。

【機密性2】

- 2 別表第二審判事件が調停に付されたときは、上記の割合に関わらず、同審判事件を担当してきた裁判官に分配する。
- 3 別表第二調停事件が審判に移行したときは、上記の割合に関わらず、同調停事件を担当してきた裁判官に分配する。ただし、小森田裁判官が担当した事件については佐藤裁判官に分配する（別表第二以外の一般調停等その他の事件に関する審判前の保全処分事件を含む。）。
- 4 家事調停事件については、各裁判官と家事調停官との協議により、上記の割合による一部の事務のうち全部又は一部を家事調停官に担当させることができる。（齊藤裁判官の1／2を関野調停官、森田裁判官の1／3を吉村調停官が担当予定）
- 5 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状の請求事件は、仙台地方裁判所及び仙台家庭裁判所所属の裁判官が別に定める「臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せ」による担当裁判官が処理することとし、同申合せにより仙台家庭裁判所本庁の裁判官が担当する場合には、坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾（和）裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官が適宜処理し、いずれの裁判官にも差し支えがあるときは、小森田裁判官が処理する。
- 6 民事保全事件のうち、本案が係属中のものについては、本案事件の担当裁判官以外の裁判官に分配する。

(別紙第2)

少年事件分配表

事件の区分		小森田	坂本	佐藤	東(和)尾	齊藤	森田
少年保護事件	身柄事件		1/10		4/10		5/10
	在宅事件(一般)	2/10	1/10		2/10		5/10
	在宅事件(交通)						全
準少年保護事件					1/2		1/2
少年審判事件等共助事件							全
少年審判雑事件	身柄に関するもの		2/5	1/5	1/5	1/5	
	その他		1/3		2/3		

(付記)

- 1 少年保護事件を受理した当日の観護措置に関する事務、その他これに準じて緊急を要する事務は坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾(和)裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官が当番により処理する。この5人のいずれにも差し支えがあるときは、小森田裁判官が処理する。
- 2 (1) 検察官に送致された事件に関し、仙台家庭裁判所で行う平日勤務時間中の被疑者国選弁護人選任等の処分に関する事務は、坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾(和)裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官が適宜処理する。この5人のいずれにも差し支えがあるときは、小森田裁判官が処理する。
- (2) 検察官に送致された事件に関し、休日又は勤務時間外に仙台家庭裁判所で被疑者国選弁護人選任等の処分に関する事務処理の必要が生じ、緊急に処理すべきものであるときは、仙台地方裁判所民事部及び刑事部並びに仙台簡易裁判所所属の裁判官が別に定める「令状請求事件等取扱要綱」により割り当てられた当番裁判官がてん補して処理する。ただし、同裁判官が第1の1に掲げる裁判官以外の者である場合には、坂本裁判官、佐藤裁判官、東尾(和)裁判官、齊藤裁判官及び森田裁判官が当番制により処理する。

【機密性2】

(別紙第3)

合議事件分配表

事 件 の 区 分	分 配 先
裁判所法第31条の4第2項で定める合議事件	(裁判長) 判 事 小森田 恵 樹
	判 事 坂 本 康 博
	判 事 佐 藤 由 紀
	判 事 東 尾 和 幸
	判 事 齊 藤 千 春
	判事補 (特例) 森 田 千 尋
	判 事 官 田 祥 次
	判 事 須 田 雄 一
	判 事 大 塚 博 喜
	判 事 小 林 礼 子
	判 事 熊 谷 浩 明子
	判 事 東 尾 栄 子
	判 事 根 本 宜 之
	判 事 八 卷 牧 子
	判 事 平 山 翔 悟
	判事補 (特例) 須 藤 奈 未
	判事補 (特例) 米 満 祥人
	判事補 (特例) 和 賀 千 紘
	判事補 (特例) 石 橋 直 幸
	判 事 補 増 田 雄 太
判 事 補 浅 野 雄 一朗	
判 事 補 東 紘 史	
判 事 補 東 影 将 希	

(別紙第4)

開廷日割表

		月	火	水	木	金
本 庁	小森田	家事調停	少年事件		少年事件	
	坂 本	合議事件	家事調停	合議事件 少年事件	家事審判	家事調停
	佐 藤	家事審判	人事訴訟	合議事件	家事調停	人事訴訟
	東 尾 (和)	家事調停	家事審判 少年事件	家事調停	家事調停	家事審判 少年事件
	齊 藤	人事訴訟 合議事件		家事調停	人事訴訟	家事審判
	森 田	合議事件 少年事件	家事調停	家事審判	家事審判 少年事件	家事調停
大河原支部		家事審判 家事調停	家事審判 家事調停			人事訴訟
古川支部		家事審判 家事調停			家事審判 家事調停	人事訴訟 少年事件
石巻支部		人事訴訟	少年事件	家事審判 家事調停 少年事件	家事審判 家事調停	少年事件
登米支部		人事訴訟 家事審判 家事調停	人事訴訟 家事審判 家事調停			
気仙沼支部		人事訴訟(随時) 家事審判(随時) 家事調停(随時)				

(付記)

- 1 この日割表に掲げられていない事件については、必要に応じて随時開廷する。
- 2 やむを得ない事由があるときは、この日割表の定めにかかわらず、他の曜日に開廷することができる。